

諏訪市屋外広告物条例の概要

諏 訪 市

目 次

ページ

諏訪市屋外広告物条例制定の趣旨	1
1 屋外広告物とは	2、3
2 禁止物件	4
3 禁止広告物	5
4 禁止地域	6
5 許可地域	7
6 許可申請・許可基準	8、9
7 屋外広告物許可手数料	10
8 屋外広告物住民協定	11
9 その他	12

諏訪市屋外広告物条例の趣旨

屋外広告物は、商品やサービスの情報提供、訪れる人の案内誘導などと、私たちに必要な情報を与えたり伝達したりするだけでなく、街を活気づける役割も果たしています。

しかし、その反面、屋外広告物が無秩序に表示や設置されることにより景観が損なわれたり、見通しを悪くしたりします。また、適切な設置・管理を怠ると倒壊や落下により歩行者等公衆に対して危害を及ぼすおそれもあります。

この条例は、こうした屋外広告物の設置等に必要な規制・ルールを設けることにより、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的として策定したものです。

また、諏訪の良好な景観の保全や誘導を行う景観計画・景観条例を補助するために、本市の特性をふまえた独自の屋外広告物（看板）表示のルールを定め、景観を阻害する看板を改善し、諏訪らしい良好な景観への誘導を図ろうとするものです。

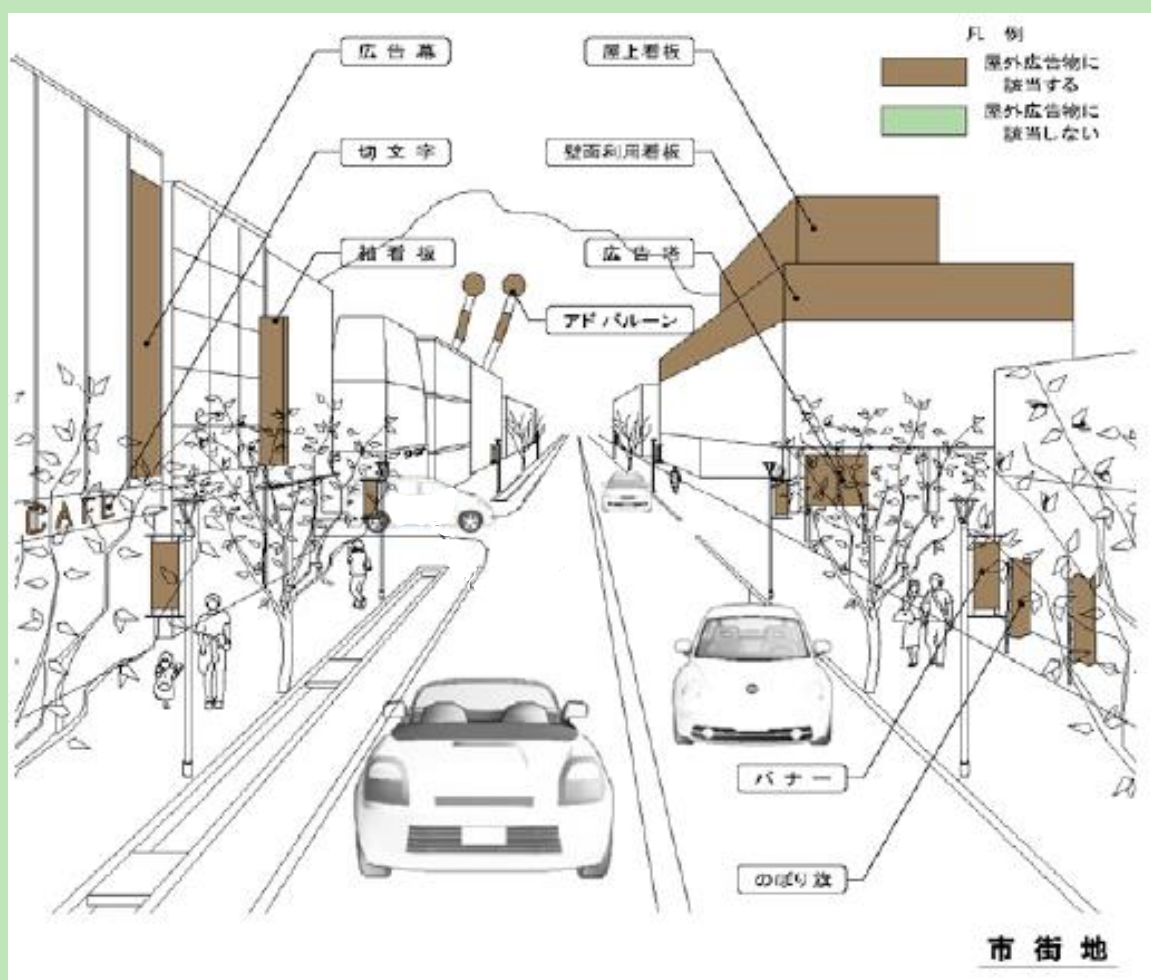
- | | | |
|---------------|-------|-------------------------------|
| ・ 周囲の山々の眺望の保全 | ----- | 高く大きすぎるものを制限
(屋上広告物、地上広告物) |
| ・ 田園地域の風景の保全 | ----- | 景色に割り込むものを制限
(野立て看板) |
| ・ 自然や周辺との調和 | ----- | 周辺と調和しないものを規制
(色彩、規模) |
| ・ 歴史、文化との調和 | ----- | 歴史的景観等との調和へ誘導 |

屋外広告物とは ※長野県「屋外広告物のしおり」より抜粋

一般的に次の4つの要件全てを満たすものを屋外広告物と定義しています。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- (2) 屋外で表示されるものであること
- (3) 公衆に表示されるものであること
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類する物であること

例えば、街頭などで配布されるチラシは(1)の要件から外れるため、屋外広告物には該当しませんが、建築物に貼り付けるなどで、定着性を有した時点で、該当することになります。ただし、窓ガラスの内側から屋外に向けて貼り付けられたものは、(2)の要件から外れるため、屋外広告物には該当しないことになります。具体的には、次のようなものが屋外広告物に該当します。



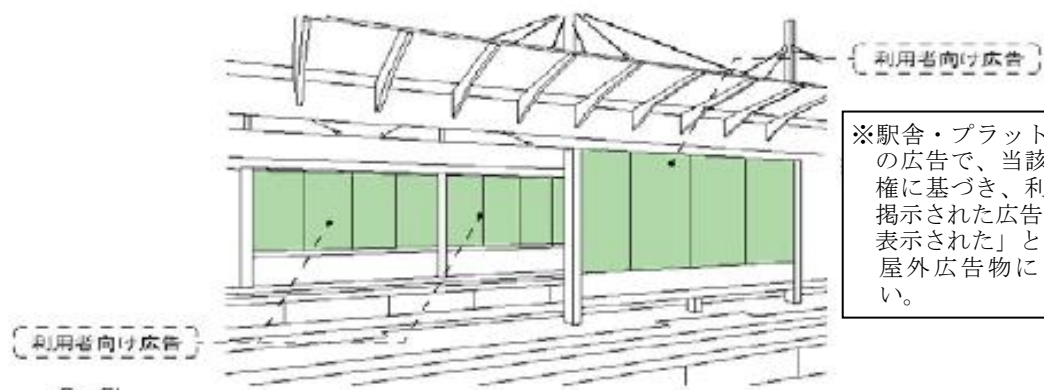


ガソリンスタンド



※窓ガラスの内側に貼った貼
り紙は屋外広告物には該当
しない。

商店街



※駅舎・プラットフォーム内
の広告で、当該施設の管理
権に基づき、利用者向けに
掲示された広告は、「公衆に
表示された」とはいえず、
屋外広告物には該当しな
い。

駅舎・ホーム

凡 例

- 屋外広告物に
該当する
- 屋外広告物に
該当しない

※屋外広告物に該当しない広告物には屋外広告物条例による規制が及びません

禁止物件

次に掲げる物件には、屋外広告物を掲出できません。

- ◆ 橋りょう、高架構造物及び分離帯、トンネル
- ◆ 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
※（ガードレール・転落防止柵・金網）
- ◆ 銅像、記念碑
- ◆ 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- ◆ 信号機、道路標識、道路交通情報の管理施設、カーブミラー
- ◆ 電柱、街路灯柱（別に定める基準に適合する場合は除く。）
- ◆ 公衆電話ボックス、公衆便所、路上変電塔、郵便ポスト等
- ◆ 景観重要建造物、景観重要樹木等
- ◆ 送電塔、送受信塔、ガスタンク、貯水塔
- ◆ パーキング・チケット発給設備

【解説】

屋外広告物を掲出できない物件を定めています。

なお、この禁止物件は、長野県条例に定めている禁止物件とほぼ同一の内容となっています。



禁止広告物

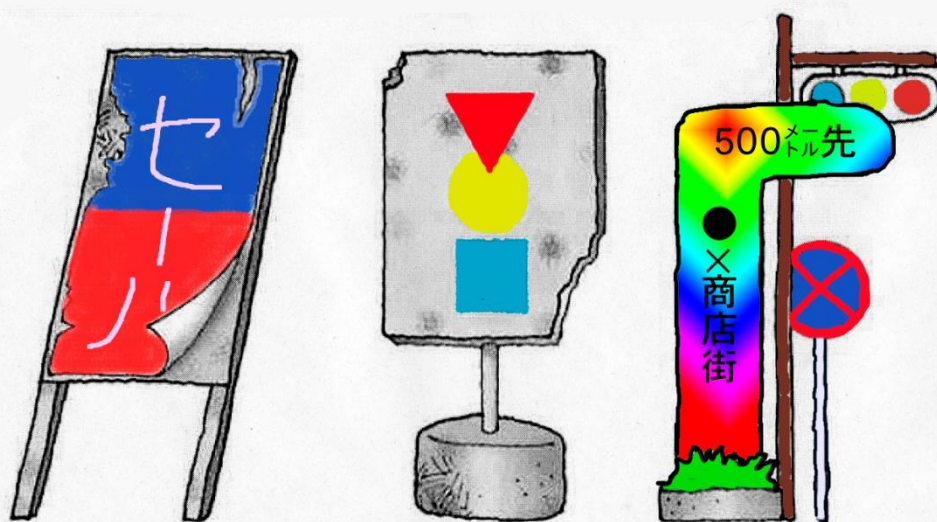
次に掲げる屋外広告物は、表示・設置することが禁止されています。

- ◆ 著しく汚染し、退色し又は塗料等がはく離しているもの
- ◆ 著しく破損、腐朽、腐食し、又は老朽化したもの
- ◆ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ◆ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ◆ 地色に彩度15を超える色を使用したもの
- ◆ 蛍光塗料又は夜光塗料を使用したもの（保安上使用するものは除く。）

【解説】

表示・設置することが禁止されている屋外広告物を定めています。

これらの屋外広告物は、景観を損ねるだけでなく、倒壊等の事故や交通面の危険性や、公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるため、表示・設置を禁止するものです。



禁止地域

良好な景観の形成と風致の維持と公衆への危害の防止のため、諏訪市内の特定の地域や場所では屋外広告物を表示したり設置することを禁止します。

次に掲げる地域又は場所を屋外広告物の禁止地域とします。

◆都市計画法の規定により定められた用途地域等による禁止地域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域

◆展望系禁止地域

区 域	該 当 区 域
高 速 道 路 沿 い禁止地域	高速道路沿い両側500m以内（高速道路から展望できる場合）
諏訪湖周線	諏訪湖畔側全域

◆その他市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所

※現在、特に定めていません

【解説】

禁止地域内では、原則として広告物を表示・設置することはできません。

展望系禁止地域に関しては、車線から展望できない場合は、禁止地域に含まれません。

禁止地域であっても適用除外規定があり、自己の事務所などに表示する自己用広告物や市長の許可を受けた案内板等については、一定の基準内であれば表示・設置することができます。

◆次の屋外広告物は、禁止地域内であっても表示・設置が可能です。

- (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
- (3) 国又は地方公共団体が掲出する、公益上必要と認められるもの
- (4) 自己の事業所などに表示する1敷地内の総表示面積10㎡以下の自己用広告物
- (5) 祭典その他慣例上使用するもの
- (6) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
- (7) 営利を目的としない一定基準内のもの
- (8) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とするもので、市長の許可を受けたもの

許可地域

次に掲げる地域又は場所を屋外広告物の許可地域とします。

- ◆ 都市計画法の規定により定められた用途地域等による許可地域
 - ・ 第2種中高層住居専用地域
- ◆ 展望系許可地域
 - ・ 高速道路沿い両側500m～1000m以内（高速道路から展望できる場合）
 - ・ 中央本線沿い四賀～清水左側400m以内、右側100m以内
 - ・ 湖周線市街地側30m以内
 - ・ 国道20号、国道20号諏訪バイパス（茅野市境から県道諏訪湖四賀線境まで）、県道諏訪湖・四賀線、横湾幹道線（新六斗橋～国道20号）、湖岸武津線、新川線、大手豊田線、県道神宮寺・諏訪線の両側各30m以内
- ◆ 景観重点整備地区
 - ・ 上諏訪駅周辺地区
 - ・ 諏訪湖畔地区
 - ・ 諏訪大社上社周辺地区

【解説】

許可地域では、禁止地域とは異なり、表示・設置許可基準に適合した屋外広告物は自己用広告物以外でも表示・設置することができます。ただし、表示・設置しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

許可地域においても適用除外規定があり、小規模の自己用広告物や一時的又は仮設的な広告物等については、一定の基準内であれば市長の許可なく表示・設置することができます。

◆ 次の屋外広告物は、許可地域内であっても市長の許可なく表示・設置が可能です

- (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
- (3) 国又は地方公共団体が掲出する、公益上必要と認められるもの
- (4) 自己の事業所などに表示する1敷地内の総表示面積が15㎡以下の自己用広告物
- (5) 祭典その他慣例上使用するもの
- (6) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
- (7) 営利を目的としない一定基準内のもの

許可申請・許可地域許可基準

許可申請

禁止地域における例外許可や許可地域において一定規模以上の屋外広告物を表示、設置し、改造する場合は市長の許可が必要となり、設置表示面積等に応じた手数料を納めていただくことになります。（諏訪市手数料徴収条例）

また、許可を受けた屋外広告物も、3年ごとに許可の更新が必要となります。

【許可基準】

区 分			基 準	
			許可地域全域	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)若しくは長野県立自然公園条例(昭和 35 年長野県条例第 22 号)に規定する <u>自然公園の区域</u> 又は諏訪市自然環境保護条例(昭和 49 年諏訪市条例第 17 号)に規定する <u>自然環境保護調整地区</u>
1 敷地内の総表示面積			200 m ² 以下	当該許可地域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度 8 以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンサイン その他これらに類するもの
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13m以下	
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの 10 分の 6 以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の 10 分の 4 以下	
		その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。	
	袖看板	下端の高さ	道路から 4.7m以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5m以上	
		壁面からの出幅	1.5m以下	
		道路上の出幅	1.0m以下	
		その他	壁面の上端を越えないこと。	

地上に設置する 広告物等	高さ	13m以下	
	表示面積	1 基あたり 50 m ² 以下であって、 かつ、一面が 30 m ² 以下	
	その他	1 自己用広告物であって、光源 を用いる広告物等については、 動光、点滅照明、ネオンサイン その他これらに類するものを使用 する部分の面積が 30 m ² 以下 で、1 の面が 15 m ² 以下である こと。 2 自己用広告物以外の広告物等 は、動光、点滅照明、ネオンサ インその他これらに類するもの を使用しないこと	
そ の 他 の 広 告 物 等	広告幕	表示面積	
	アドバルーン	大きさ	
		地上からの高さ	
	はり紙、はり札等	表示面積	
		その他	
	広告旗	大きさ	
		地上からの高さ	
	立看板等	表示面積	
		地上からの高さ	
	つり下げ看板	表示面積	
		下端の高さ	

屋外広告物許可手数料

屋外広告物許可手数料		
広告板類 広告塔類 広告幕類 立看板類 アーチ類	面積が 2 m ² 未満のもの	1 個につき 800 円
	面積が 2 m ² 以上 5 m ² 未満のもの	1 個につき 1,300 円
	面積が 5 m ² 以上 10 m ² 未満のもの	1 個につき 2,100 円
	面積が 10 m ² 以上 15 m ² 以下のもの	1 個につき 4,100 円
	面積が 15 m ² を超えるもの	1 個につき 4,100 円に 15 m ² を超える 5 m ² までごとに 800 円を加えた額
特殊装置 のもの (ネオンサイン、イルミネーション等)	面積が 5 m ² 未満のもの	1 個につき 1,500 円
	面積が 5 m ² 以上 10 m ² 未満のもの	1 個につき 2,300 円
	面積が 10 m ² 以上 15 m ² 以下のもの	1 個につき 4,500 円
	面積が 15 m ² を超えるもの	1 個につき 4,500 円に 15 m ² を超える 5 m ² までごとに 800 円を加えた額
アドバルーン		1 個につき 3,200 円
はり紙 はり札		10 枚につき 100 円(10 枚未満の端数があるときは、10 枚に切り上げる。)

屋外広告物住民協定

屋外広告物住民協定とは、行政が屋外広告物の規制をするのではなく、その地域に住む市民が一体となって独自にルールやその対象範囲を定めていただき、市に届出をしていただくことで、市長が屋外広告物住民協定地区として認定するものです。

- ◆住民協定を認定されるには以下のいずれにも該当している必要があります。
 - ・0.1ha以上の土地
 - ・30棟以上の建物をその範囲に含む土地
 - ・沿道等おおむね100m以上にわたる土地
 - ・認定を受けようとする住民協定地区の住民等のおおむね3分の2以上の合意によるものであること
- ◆住民協定において定める事項は以下のとおりです。
 - ・住民協定地区の範囲
 - ・広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
 - ・住民協定の有効期間
 - ・その他住民協定の実施に関する事項

【解説】

この協定は住民の皆さんが主体となって取り組む屋外広告物の協定です。

希望する住民の方の一団はもちろん、区や町内会といった集まりでも結構です。上記の条件に適合していれば屋外広告物住民協定地域として市長が認定いたします。

あくまで地域主体の住民協定ですので、市の規制地域とは違い、罰則等は設けられませんが認定を受けることで、広告物を設置しようとしている者に対して市が指導・助言を行うことができます。

その他

屋外広告業の登録（屋外広告業を営む場合は県の登録が必要です）

平成 18 年の屋外広告物法 及び長野県屋外広告物条例の改正に伴い、長野県内（※長野市を除く）で屋外広告業を営もうとする方は、県に屋外広告業の登録をしていただく必要があります。

なお、屋外広告業とは、広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人をいいます。（元請け、下請けは問いません。）

各営業所を長野県内に有していない場合でも、長野県内で 屋外広告物の表示・設置に関する工事等を行おうとする場合には、登録が必要になります。

詳しくは長野県のホームページをご覧ください。

点検には、規模により資格が必要です。

すべての許可広告物は、3 年毎の許可更新申請時に屋外広告物の点検報告をしていただきます。更に、高さ 4 m を超える屋外広告物については、以下のいずれかの資格を有する者の点検が必要です。点検報告書には、資格名の記入と資格証の写しを添付してください。

【資格者】

- 一級建築士、二級建築士
- 第一種電気工事士、第二種電気工事士
- 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者
- 屋外広告士
- 広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者
- その他、上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

※許可物件以外の屋外広告物については点検義務が生じませんが、屋外広告物条例第 3 条より、設置者または管理者には安全管理義務があります。適切な管理をお願いいたします。